

令和4年神審第27号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月21日16時00分

兵庫県東播磨港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.3トン

登 録 長 12.59メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 330キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成29年3月に進水し、最大とう載人員が船員2人及び旅客12人のFRP製遊漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室の前部中央に魚群探知機及び舵輪を、その左舷側にレーダー及び魚群探知機2台を、右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えていた。

(2) 関係人の経歴

(省略)

(3) 業務規程

遊漁船業の業務の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者及びその事業者のもとで業務に従事する者が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的として定められたAの業務規程（以下「業務規程」という。）中、第13条には、航行中、波の影響により、船体が動揺することがあるから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船することを遊漁船利用者に対して周知し、船長は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示することが規定され、a受審人も、同規定を承知していた。

(4) 気象、海象及び潮流の状況

高松地方気象台は、令和3年8月20日23時30分瀬戸内海を対象とした海上風警報を公表し、翌21日05時30分に発表された同内容は、瀬戸内海では南の風が強く、最大風速は毎秒15メートルというものであった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、遊漁の

目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同月21日05時50分東播磨港の係留地を発し、明石海峡航路東口付近の釣り場に向かった。

a受審人は、瀬戸内海を対象とした海上風警報が発表されていたものの、このことを知らないまま、06時50分釣り場に到着して遊漁を行い、その後、釣り場を移動して遊漁を行っていたところ、南寄りの風が強まって白波も立ち始めてきたことから、遊漁を終え、船首甲板に3人の、操舵室左舷側の通路に2人の、同右舷側の通路に1人の及び船尾甲板に6人の釣り客をそれぞれ座らせ、15時00分東播磨港別府西港西防波堤灯台（以下「別府防波堤灯台」という。）から129度（真方位、以下同じ。）10.13海里の釣り場を発進して帰途に就いた。

釣り場を発進したとき、a受審人は、南寄りの風が強まって白波も立ち始めてきた状況を認めていたが、釣り客の安全に影響を及ぼすほどの波はないものと思い、船首甲板に座っていた釣り客を船体動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に移動するように同釣り客に周知するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、舵輪後方の操縦席に腰掛けて操船に当たり、東播磨港南東方沖合を西行し、15時51分半僅か前別府防波堤灯台から139度1.89海里の地点で、針路を326度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、15時57分半少し前別府防波堤灯台から112.5度800メートルの地点に至り、船尾方からの高起した波により衝撃を受けたことから、速力を7.8ノットに減じて続

航し、16時00分僅か前、再び船尾方からの高起した波を受け、船首部が高く持ち上げられて急激に降下し、16時00分別府防波堤灯台から058.5度430メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、船首甲板に座っていた釣り客1人が、上方に跳ね上げられた後に落下し、同甲板に臀部を打ち付けた。

当時、天候は曇りで風力5の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、波高は1.0メートルで、瀬戸内海を対象とした海上風警報並びに兵庫県加古川市に強風及び波浪の各注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、釣り客1人が第2及び第4各腰椎圧迫骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件釣客負傷は、瀬戸内海を対象とした海上風警報が発表されている状況下、遊漁を終えて釣り場を発進する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、帰航中、高起した波を受け、船首部が高く持ち上げられて急激に落下し、船首甲板に座っていた釣り客が、上方に跳ね上げられた後に落下し、同甲板に臀部を打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、瀬戸内海を対象とした海上風警報が発表されている状況下、遊漁を終えて釣り場を発進するにあたり、南寄りの風が強まって白波も立ち始めてきた状況を認めていた場合、船首甲板に座っていた釣り客を船体動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に移動するように同釣り客に周知するなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客の安全に影響を及ぼすほどの波はないものと思い、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、遊漁を終えて帰航中、高起した波を

受け、船首部が高く持ち上げられて急激に落下し、船首部に座っていた釣り客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広